

# さくら齋場における売店運営事業者公募要項

## 1 目的

この要項は、公営齋場であるさくら齋場において、売店を運営することの特殊性を考慮し、利用者に配慮した低廉な価格で質の高いサービスを提供できる売店の運営事業者を、公募により選定することを目的とする。

## 2 公募対象

さくら齋場内で売店の運営（通夜時の飲料の販売、布団のレンタル及び自動販売機の設置及び管理を含む。以下、「売店の運営等」という。）ができる者とする。

## 3 公募参加資格

次の全ての条件を満たす法人、団体又は個人であること。

- (1) 運営期間中、円滑に売店の運営等を直接行うことができること。
- (2) 事業活動上の行政処分を過去3年以内に受けたことがないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納、未納がないこと。
- (4) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされた場合又は特別清算手続その他の清算手続が開始された場合又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと。
- (5) 売店の運営等に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることができる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

## 4 運営期間 令和8年6月15日～令和13年3月31日

## 5 運営条件等

### (1) 使用許可

運営事業者は、売店の運営等で使用する部分（以下、「使用場所」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用するものとする。

### (2) 使用許可期間

- ① 売店の運営等の期間は、令和8年6月15日から令和13年3月31日までとする。ただし、運営事業者は、当該期間中、毎年度、組合から行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。
- ② 売店等の設置、撤去等に要する期間についても運営期間に含むものとし、運営事業者は、この期間も売店の運営等は実施するものとする。

### (3) 使用場所（別紙「売店、倉庫及び自動販売機設置場所」参照）

- ① 売店 18.65㎡

- ② 倉庫 7.6 2 m<sup>2</sup>
- ③ 自動販売機コーナー（2箇所）  
1階 5.9 5 m<sup>2</sup>、2階 3.4 2 m<sup>2</sup>
- ④ 待合室前冷蔵庫置場（2箇所）  
1・2階 各2.0 0 m<sup>2</sup>

（4）営業日及び時間

営業日：1月1日から1月3日まで及び友引日を除く毎日

営業時間：原則、午前8時30分から午後5時まで

※営業日及び営業時間を変更する場合は、組合と出店者で協議のうえ決定するものとする。

（5）必須販売品

- ① 清涼飲料（ノンアルコール飲料を含む）
  - ② 酒類（ビール、日本酒）
  - ③ 菓子類
  - ④ 茶葉等
  - ⑤ 紙コップ
  - ⑥ 会葬用小物（香典袋、黒ネクタイ、黒靴下、黒ストッキング）
  - ⑦ 骨壺（2.5寸/覆い袋付き）
  - ⑧ 遺骨用手提げ袋（7寸骨壺対応）
  - ⑨ 貸し布団（取り次ぎ）
  - ⑩ 自動販売機コーナーでの自動販売機による飲料の販売  
1階…2台以上設置  
2階…1台以上設置  
※各階、1台以上は電子マネー対応機とすること
- ※ 骨壺(分骨・胎児用は除く)、棺、生花の取り扱いはできないものとする。

（6）注意事項

- ① 運営事業者は、使用場所を売店の運営以外の用途に使用しないこと。
- ② 運営事業者は、許可を得た場所以外で販売等を行わないこと。
- ③ 運営事業者は、売店の運営等において運営事業者の責めに帰すべき理由により第三者又は組合に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- ④ 運営事業者は、売店及び自動販売機周辺に回収ボックスを設け、回収した缶・ペットボトル等を適正に処理すること。また、売店から排出するその他のゴミ類についても、運営事業者の負担により適正に処理すること。
- ⑤ 必須販売品及びその他の販売品の具体的な品目については、組合と協議の上、決定すること。また、組合から販売品等の依頼があった場合は、店舗の運営に支障のない範囲で協力すること。
- ⑥ 申請時の販売価格を変更する場合及び販売品を変更する場合の販売価格は、社会通念上、適切な価格とし、組合の了承を得ること。
- ⑦ 従業員は、ご遺族や会葬者の心情に配慮した節度のある対応を行うこと。
- ⑧ 新型感染症等の流行による対応は、国や県から示されるガイドラインに基づく対応を行うこと。
- ⑨ 運営に関して発生した問題等については、速やかに報告すること。

## (7) 費用負担

運営事業者の負担する費用は、次のとおりとする。

### ① 行政財産の目的外使用料

運営事業者は、「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例」の規定に基づき、使用場所に係る使用料（以下、「使用料」という。）及び、組合が設置管理する子メーター等により算出した電気使用料相当額（以下、「電気料」という。）を、組合の請求により組合に納付するものとする。

使用料は、組合が指定する日までに、毎年度、全額前納とする。電気料は実績払いとし、年度末に全額納付とする。

|     |  |
|-----|--|
| 使用料 | 令和8年度（R8.6.15～R9.3.31分）：316,030円（税込）<br>令和9年度以降 年額：397,800円（税込）<br>※1ヶ月に満たない期間は日割り計算した額とする |
| 電気料 | 年額：239,307円（税込）[参考：令和6年度実績]  |

② 売店の運営等に必要な備品等の購入及び設置経費。（備品等の設置に関しては、事前に組合の了承を得ること。）

③ 外線電話を必要とする場合は、回線を開設する経費及び維持管理費。（内線電話は設置されており無償。）

④ 使用場所を清掃する経費。

⑤ 売店の運営等に必要な営業許可等を取得する経費。

⑥ 発生する廃棄物を処理する経費。

⑦ その他、従業員の人件費及び運営に係る一切の経費。

※ 組合が保有する既設の冷蔵庫については、無償で貸し出しが可能である。なお、冷蔵庫が故障し使用できなくなった場合、組合は新たに冷蔵庫等の貸し出しは行わない。

## (8) 定期報告

出店者は、毎年度終了後、4月末日までに収支実績を含む事業報告書を作成し、組合に提出するものとする。

## 6 応募申し込み

### (1) 応募申込書の配布期間

| 配布期間            | 配布方法  |
|-----------------|---|
| 令和8年 3月25日（水）から | 組合ホームページからダウンロード<br><a href="https://www.fune-sakurambo.jp/">https://www.fune-sakurambo.jp/</a> ⇒ 入札・公募情報 |
| 令和8年 4月 3日（金）まで |   |

### (2) 質問の受付及び回答

| 質問期間及び質問方法  | 回答方法  |
|---|---|
| 令和8年 4月 6日（月）から<br>令和8年 4月 9日（木）午後5時まで<br><br>・質問は、「質問書」を使用し、FAX又は電子メールにより送付すること。<br>・件名は「【売店質問書】御社名」とし、送信後に受信の確認をすること。<br>※電話 043-484-6747（8:30～17:00） | 令和8年 4月15日（水）<br>※組合のホームページに掲載<br><br>・質問及び回答は、本公募要項等の追加又は修正として扱うものとする。<br>・組合から本公募要項等の補足や訂正等がある場合、質問及び回答と併せてホームページに掲載するため、必ず確認のこと。 |

(3) 応募手続き・期間

| 受付期間                                       | 提出方法   |
|--|--|
| 令和 8年 4月15日(水) から<br>令和 8年 4月22日(水) 午後5時まで | 提出書類を郵送又は持参(受付の期限までに必着)<br><br>[提出先]<br>〒285-0043<br>佐倉市大蛇町790-4<br>佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合<br>事務局 業務運営班 宛 |

| No. | 提出書類   |
|-----|--|
| ①   | 応募申請書(様式-1)  |
| ②   | さくら斎場売店事業計画書(様式-2, 2-1, 2-2)   |
| ③   | 登記事項証明書(履歴事項全部事項証明書, 発行後3か月以内)<br>・法人以外の団体…相当する書類(団体名・所在地・代表者・役員等の記載があるもの)<br>・個人事業主…開業届(写し)又は住民票                    |
| ④   | 印鑑証明書(発行後3か月以内)<br>・法人…印鑑証明書<br>・個人事業主…印鑑登録証明書   |
| ⑤   | 国税の滞納、未納がないことの証明(直近のもの)<br>・法人…法人税並びに消費税及び地方消費税額の納税証明書(納税証明書その3の3)<br>・個人事業主…申告所得税及び復興特別所得税及び消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2) |
| ⑥   | 地方税の滞納、未納がないことの証明(直近のもの)<br>・法人…法人市民税又は法人町民税の納税証明書<br>・個人事業主…住民税の納税証明書   |
| ⑦   | 定款(法人以外の団体にあつては、会則・規則など)   |

(4) 応募申請に関する確認

組合は選定に際し、必要に応じて聞き取り調査を行う。日程については、後日、申請者に連絡する。

7 選定方法

応募書類により、「さくら斎場売店運営事業者選定委員会設置要領」に基づき設置された委員会において、選定事業者1者及び次点事業者1者の選定を行う。売店の運営等に係る事項については、組合と選定事業者が協議のうえ決定し、協定書を締結する。

また、選定事業者と協定書の締結ができない場合は、組合と次点事業者が同様の協議を実施し、協定書締結の交渉を行う。

最高評価が2者以上ある場合は、委員の投票により選定事業者を決定する。

なお、評価点が基準の60点(選定委員の平均)に達しない者は、選定事業者としない。

### 【選定の評価基準項目】

- (1) 企業概要（団体、個人事業主にあっては活動内容等）
- (2) 事業の実績
- (3) 販売品の商品構成及び販売価格
- (4) 従業員の体制・教育
- (5) 安全・衛生管理
- (6) 地域への貢献、利用者サービス
- (7) 運営事業者独自の提案・アピールポイント

### 8 結果通知

選考の結果については、令和8年5月中旬を目途に文書で通知し、組合のホームページにて公表する。

### 9 その他

- (1) 運営事業者は、当該売店の営業権利を譲渡し又は転貸してはならない。
- (2) 運営事業者は、営業の全部を第三者に委託してはならない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加申請に係る費用は、申請者の負担とする。
- (5) 利用者による斎場内への飲食物の持ち込みは、制限していない。
- (6) 運営事業者は、非常時や災害時には組合と連携し協力するものとする。
- (7) 運営事業者は、業務上知り得た秘密、個人情報、行政情報等を第三者に漏らしてはならない。このことは、使用許可期間満了後においても同様とする。
- (8) 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、組合と運営事業者で協議して決定するものとする。

### 10 斎場の概要

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| (1) 名 称     | さくら斎場                     |
| (2) 所在地     | 千葉県佐倉市大蛇町790-4            |
| (3) 火 葬 炉   | 8炉（1日あたりの火葬件数の上限は17件：通常期） |
| (4) 付 帯 施 設 | 待合室8室、告別室3室、収骨室2室、式場2室    |
| (5) 火 葬 時 間 | 午前9時から午後5時まで              |
| (6) 火 葬 件 数 | 3,744件（令和6年度実績）           |
| (7) 式場利用件数  | 463件（令和6年度実績）             |

### 11 問い合わせ先

千葉県佐倉市大蛇町790-4  
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
事務局 業務運営班 担当：馬場  
電話番号 043-484-6747  
FAX 043-486-2304  
電子メール [fune-sakurambo@catv296.ne.jp](mailto:fune-sakurambo@catv296.ne.jp)